

定 款

★ 一般社団法人A S I A国際美容協会 ★

# 一般社団法人A S I A国際美容協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人A S I A国際美容協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区芝五丁目1番12号KOWAビル4階に置く。

(目的)

第3条 当法人は、アジア地域全体の美容に関する知識及び技術の向上を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アジア地域各国の美容事業者同士の交流促進
- (2) アジア地域の美容に関する先進的な調査及び情報収集
- (3) アジア地域の美容に関する情報提供及び紹介
- (4) アジア地域各国における美容に関するセミナー、講習会、スクール等の開催及びディプロマ発行
- (5) アジア地域各国における美容に関する各種検定の実施及び資格認定
- (6) アジア地域における先進的な美容技術及び機器の普及促進
- (7) アジア地域各国の美容師、学識者、専門研究者、医師等の職業紹介事業又は労働者派遣事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とし、当該会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退会)

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総会員の同意があったとき

### 第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年11月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以内

2 理事が2名以上の場合、その互選によりうち1名を代表理事（理事長）とする。

（選任）

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（任期）

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（解任）

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

（事業年度）

第21条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第6章 附則

（最初の事業年度）

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年9月30日までとする。

（設立時の役員）

第24条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部 あい子  
設立時理事 片山 伸也

京都市右京区西院東今田町35番地1ファミール西院409  
設立時代表理事 阿部 あい子

(設立時社員の氏名及び住所)

第25条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 京都市右京区西院東今田町35番地1ファミール西院409  
設立時社員 阿部 あい子

住 所 岡山市北区伊福町三丁目20番30号  
設立時社員 片山 伸也

(法令の準拠)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人ASIA国際美容協会設立のため、各設立時社員を代理して、司法書士笹井美紀が電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年8月10日

設立時社員 阿部 あい子

設立時社員 片山 伸也

上記代理人 司法書士 笹井 美紀